- 政党と政治闘争団体との提携問題 -

岩 崎 好 成

Independent Political Combat Leagues and Party Politics in the Weimar Republic (II)

Takashige IWASAKI (Received September 6, 1993)

(6) 真正国民全国連合の設立

以上要するに、VN-Aktion(真正国民行動)とは、反ヤング案国民投票運動に結集したフーゲンベルク・グループに対し、同じ国民主義陣営内部に属する青年ドイツ騎士団が主導して起こした対抗結集運動のことであった。

その際、騎士団言うところの「フーゲンベルク・グループ」の含意は、第一に、「有産者のフロント」形成ないし「教養と財産の支配」への復帰を志向する金権主義と、第二に、「独裁をやかましく要求」し「暴力的措置によって個々の状況を改善せん」とするラディカリズムにあった。これに対し騎士団は、自らを規定して、金権勢力への財政力依存によって「健全なる自治」機能を欠くに至った既成政党とは異なる「規律あるブント」とし、更に、「改良Evolutionという方途」を選択することによって、ラディカリズムの「不寛容」「暴力への熱愛」という反国民融和的ファクターから解放された存在であるとした。つまり、騎士団に言わせれば、この反金権主義・反ラディカリズムこそ「今日のドイツに在るが如き二分された国民相互の憎悪」を解消し、「緊要なる国民全体の統一」を可能にする思想的立場なのであった。また、そのような立場、とりわけ反金権主義思想を至極当然のものとさせる運動上ないし組織上の特性、すなわち政治闘争団体の自立性を確保している集団こそが、国民統一にむけての「真に国民主義的で国家肯定的なすべての勢力の結集」を企図・指導するにふさわしい、というわけであった。

このVN-Aktionを組織化したものがVNR(真正国民全国連合)であった。

既に述べたように、このVNRは比較的小規模の結集体にとどまり、例えばマーラウンが特に期待した国家人民党系の反フーゲンベルク分子を丸ごと糾合することはできなかった。彼らの多くは同党を離れた後、29年末から30年初頭にかけて、「キリスト教社会国民奉仕党Christlich - Sozialen Volksdienst」や「人民保守連合Volkskonservative Vereinigung」を創設したのである。

VNR支持を鮮明にしたのは一定のプロテスタント系国民主義労働組合・団体のメンバーであった。その代表者層の名を、30年4月のVNR公式設立時の暫定幹部会員の中に見ることができる。" 20人中幹部会議長に選出されたマーラウンを含む7人が騎士団指導者層であったが、それと並んで同数の各種労働団体役員の名があった。そのうち後に国会議員にもなるのは、「ドイツキリスト教組合総連合」事務局長のF・バルトルシュBaltrushと地方自治体職員団体役員のA・アードルフAdolphの二人である。なお、VNR所属国会議員は他に4人いるが、それら

はすべて長年騎士団員であった者達であった。

VNR全体のメンバー数については、公式設立後4ヶ月で民主党との合併という事態を迎えることもあって確かではない。フライの民主党研究においては、民主党側の誤解ないしVNR側の誇張として40万あるいは90万という数字が紹介されているが、フリッチュの論稿では約10万人と見積もられている。²⁾ 或る騎士団指導者は、設立後数ヶ月で10万人を越えた、としているがどれだけ越えたのかは不明である。³⁾ ケスラーの騎士団研究によれば、30年5月末のゲッティンゲン市におけるVNRメンバーは165人で、そのうち101人は騎士団員でもあった。⁴⁾ ここからすれば、VNRメンバーの中核を騎士団員が占めていたことになり、上述の10万人強という数値は、むしろ騎士団員数の減少を示唆するものとも考えられよう。

メンバーの職業構成については、30年1月末に出されたVNR結集アピールが参考になる。そこには結集を呼びかける約600の人々の氏名と職業が示されているが、ホルヌングも指摘しているように、署名者の多くは、教師、旧将校、中・下級官吏、農民、地主、手工業者、牧師、医師、労組を含めた各種団体役員そして小工場主で、中間層が圧倒的であった。 51 これを再びケスラーによって補えば、ゾーリンゲン近郊の小都市ハルファでは、30年3月に約400人のVNRメンバーがおり、農民、手工業者・商人、労働者がそれぞれ 1 /5、残り 2 /5を職員、工場経営者、官吏、医師・自由業者が占めていた。ちなみに、この街の騎士団員はかつて 28 年には 80 人いたが、この時には 48 人に過ぎない。 61

ともあれ、これらの数値・メンバー構成内容は、VNRが騎士団単独ではなくあくまでも結集 運動として登場しなければならなかったという騎士団側の衰退状況をそれなりに物語ってお り、また、VNRの左右両翼の「フロントの狭間に立つ」という位置付けが、一部の資本家層を 含め一定の中間層・労働者層に反響を見出していたことを示していよう。

VNRのプログラムは、公式設立時に採択された『指針』によって明らかにすることができる。そこには11項目の要求事項が示されているが、それらを、ディールの研究のように、『騎士団の政治理念とキリスト教国民主義労働組合運動の経済要求の合成物、と見做すことは概ね妥当である。但し、かつて『青年ドイツ宣言』でマーラウンが強く主張していた反政党制・反議会主義はかなり後退しているし、他方経済要求も、資本への配慮を内包した、中間層的色彩の濃いものになっている。以下、VNRの主張の主なところを紹介してみよう。8

まず『指針』は前文で、VNRは「ドイツ人男女の信念・労働共同体として、人民と国家の革新に尽力」し、「(ワイマル)共和国の前進・拡充をへて、国民自治の国家としての人民国家を希求する」と述べた後、第一項で、その「人民国家」を次のように説明する。

「民族共同体を基盤とする人民国家は、すべての公民に対する政治的同権化ならびに社会・文化上の正当なる処遇を保証しなければならない。国民の有機的編制によって、人民代表者・指導部の選出に際しての金権勢力・経済利害集団の不当な影響力行使を不可能にしなければならない。公民が臣民に取って替わらねばならない。カースト・階級・金権勢力の政治権力追求は阻止される。」

これを受けて「ライヒの再編」と「選挙法改正」が要求される。前者は、現在のラント区分を一掃し、経済的必要性を加味した上で部族領域Stammesgebietに編制しなおすことを求めたものである。意味するところがいまひとつ不明であるが、19世紀に旧君主国国境を軸に人為的に形成されたラント境界の撤廃を主張することによって、おそらくプロイセン邦領域の解体を意図したものと思われる。後者は、政党ボスによって候補者(順位)が決定されがちな比例代表制を避け、単純小選挙区制を要求するもので、「非人格的な名簿制を有権者の信頼を担う人物

の選出に替える」よう求めている。

本来のマーラウンの「人民国家」構想からすれば、政党制も議院内閣制もその存在を否定され、。このような選挙法自体がありえないわけだが、ここでは運動の現状・今後を踏まえ、大幅に譲歩したわけである。それだけに、「統治権力の強化」は、それを埋め合わせるものとして、VNRでも譲れないものとなる。『指針』では、国会選挙期間中の事実上の統治権不在を問題にしているが、要するに、大統領(内閣)の権限強化を志向していると解せられる。

第六項「国家と経済」では、「国家は経済の上に立つ」とする。そして、「(現行の)ライヒ経済評議会は経済議会に拡張され……経済立法は国会と経済議会の共働の下、国会によって遂行される」とする。ここで意図されているのは、国会が各種の利害代表による利害闘争の場となっていることへの反発にもとづき、利害問題は経済議会で扱わせ、国会をそこから解放された一ランク上の存在と為そうということであろう。言うなれば、政治の絶対的優位が主張されているのである。

以下、「経済形態」「社会政策」「財政政策」の項が続く。このあたりがキリスト教国民主義労組・団体の主張ということにもなるのだろうが、中間層的、非社会主義的傾向の色濃い内容となっている。各項から主なところを拾い書きしてみると次のようになる。

「国家には、土着の国民的な経済を世界金権主義の権力欲から保護する義務がある。職能 身分制的自助組織との結合の下、国家は、特にドイツ農業・商工業中間層にたいする保護 措置をとらねばならない。」

「社会政策は、民族共同体の社会的良心にもとづかねばならない。自力救済意欲を弱めるような国家福祉を拒絶し、社会保障上では国家への責任を果たそうとする自己管理を、更には統一的労働法の創出を要求する。失業は、有効で入念なる措置を通じて、まずは労働の創出と健全なる入植政策の促進によって克服されえよう。!

「租税立法は……経済的弱者の保護に配慮しつつ、資本形成という経済的必要性も考慮しなければならない。ライヒ改革・行政改革は節約措置をもたらさねばならない。その際、官吏制度は維持し、官吏の公民的地位にふさわしい生計維持を保障するよう配慮する。|

最後に「対外政策」の項全文を紹介しておきたい。きわめてナショナリズム色の強いものになっている。また、上で言う「健全なる入植政策」とは、内地植民のみならず、ドイツ国外の英仏等の植民地への入植の意を含むことが明らかにされている。

「対外政策上、国家は、他のあらゆる国家に対するドイツの解放と全面的同権化、民族自決権の実際的適用、ドイツの文化的共同体の拡充を確保しなければならない。ヴェルサイユ、サン・ジェルマン条約の軛からの解放、とりわけドイツ国境の再規定とオーストリアの併合に全力を傾ける。これまでの植民地政策上の手法を放棄し、ドイツ国民に必要な生存圏の創造にむけて、入植政策とドイツ文化組織による在外ドイツ人保護を促進する。植民地の原料生産・輸送および在外ドイツ人の居留権・営業権・財産権・裁判権上の同権的処遇を確保する。公民の安寧を確実なものにするために、国家は、防衛力を保持・増進しなければならない。|

2 中間的考察

さて、これまでの叙述からいかなることが明らかになったのであろうか。VNRの展開や政党

岩 崎 好 成

機能受容論理等については後述することとし、以下では、第一章で述べたことがらから共和国 政治運動史に関わるいくつかの論点を整理し、あわせて本稿の方向性を明らかにしたい。

① まず確認されるべきは、その規模や内容はともかく、政党ではなく政党から自立した政治 闘争団体が、現実にひとつの政治的結集運動を主導・組織化したということである。

騎士団は、24年以降民間国防団体から政治闘争団体への脱皮に成功したとはいえ、戦闘性を希薄にしたこともあって、ともすれば思想団体的傾向を前面化しがちであった。が今や、VN-Aktion、VNR結成を通じてそれなりの現実政治的力量を示し、政党と同等の政治運動体として登場したのである。その際、運動を主導するに足る根拠を、騎士団は自らの政治闘争団体としての在り方に求め、返す刀で、既成ブルジョワ政党のそれを徹底批判した。ここからすれば、騎士団はまさに既成政党の競合者として位置づけられよう。

とすれば、この競合的並存は、一方で、完全なる競合を保証する措置として、近い将来、結集運動VNRに、政党に同一次元上で拮抗しうる議会主義的機能を付与させることになろう。他方この競合的併存は、既成ブルジョワ政党に対し、騎士団の動向ないし存在にどう対処するのか、無視して競合し続けるのか、それとも何らかの提携を図るのか、を問うことになろうし、場合によっては、既にSAを擁するナチズム運動がさし示している如く、自らの政治運動のあり方において、政治闘争団体的ファクターを組織上、思想上考慮せざるをえない、という状況に既成政党を追い込みうるのではなかろうか。その意味で、民主党が合併対象のVNRひいては騎士団をどのように見ていたのか、騎士団側の事情・姿勢も含めて注目されるところである。同様に、当時急進化の度を強め、院外活動の活性化を図らんとしていた鉄兜団に関しても、この20年代末における既成政党と政治闘争団体との競合・提携の問題が該当するように思われる。

鉄兜団の国家人民党との提携については、木村論文や阪野論文で指摘されてきた、10 ブルジョワ政党の大衆動員に際しての外郭団体への依存(による党装置の代替)、の延長線上にとらえることも可能であるが、本稿においては、政治闘争団体を政党の外郭団体一般に解消せず、その政党との競合的併存という側面をより重視したいと思う。騎士団はこれまでいかなる政党の外郭団体にもならなかったが、鉄兜団においても、少なくともその政治闘争団体としての自立性は一貫して保たれてきている。国家人民党との友好関係が深まり両者が急接近するのも20年代末以降の事象であろう。とりあえずここでは、鉄兜団第一団長ゼルテは27年末まで、国家人民党ではなく人民党のメンバーであったこと、28年国会選挙では、鉄兜団は国家人民党や人民党に選挙支援の見返りとして団員への議席配分を要求し、彼らを通じて政党をコントロールしようとしたこと、そして後述するように、ヤング案反対に帰結する国民投票運動を組織として開始したのは鉄兜団であり、その目的は本来、賠償問題とは無関係の大統領権限の強化と議員の不逮捕特権の制限を求める憲法54条廃棄・37条修整にあったこと、を指摘しておきたい。10

② 次に確認できることは、騎士団の既成政党批判の根底には金権主義に対する徹底した闘争姿勢があり、殆どこの一点をもって騎士団の存在理由があるかの如き観すら呈していることである。したがって、この金権主義のシンボル視されたフーゲンベルクにとっては、国家人民党への大衆支持調達に際し、常に騎士団の存在がひとつの障壁とならざるをえない。

また、金権主義批判は有産者支配批判や労働者層統合要求をともなったから、他の既成ブルジョワ政党においても、28年国会選挙以降の衰退化の中で自己の労働者翼をどう保全するか、

あるいは経済状況の悪化の中で無産者層にどう配慮するか、の問題があらためて問われたことになる。これをマーラウンは、既成政党による解決は不可能として、「新しいワインを古い皮袋に満たすべきではない」と譬えたが、そこには、「若い世代の要求」にどう答えるのか、との世代間抗争の観点からの問いも含まれていた。ここでもフーゲンベルクは、戦前の「教養と財産の支配」への復帰をもくろんでいる、というそれ自体正当な評価を再三にわたって下されており、国家人民党の支持基盤拡大に際しそれを限界づける致命的な欠陥を突かれているのである。(2)

その際付言すべきは、このような復古主義批判は金権主義批判を含めて、ナチズム運動には 該当しないことである。マーラウンは、ヒトラーをフーゲンベルク・グループに位置づけて攻 撃したが、結局その批判は、過激派であるという点にとどまっている。したがって、騎士団か らの批判は国家人民党にダメージを与えることはあっても、ナチズム運動に関してはむしろ、 その国家人民党との差異を浮かび上がらせる結果ともなっていると言えよう。一方フーゲンベ ルク・国家人民党にとっては、それゆえ尚更鉄兜団への接近が必要となろう。

なお、世代間抗争そのものを正面から扱う余裕は本稿にはないが、ジョーンズの論文は、いVNRや国家党の結成のみならず、上述の国家人民党離党者による新党設立の試み、そして人民党内の青年層の凝集化の動き — 29年5月に「青年人民党員全国共同体」結成 — などを含めて、これらを、ドイツの公生活を私的利害闘争から解放せんとする青年世代(指導層)の旧世代への闘争ととらえている。この観点及びそこでのVNR・国家党への着目は首肯しうるし、マーラウンが「前線世代」としての自己認識の下、若い世代をVNR・国家党に糾合しようとしたことも事実である。 14 この点は、民主党党首 $E\cdot$ コッホ・ヴェーザーKoch - Weserの政党改革運動への姿勢を論じた関口論文において、既に早くから明らかにされてきたことのひとつでもある。 15

但し、本稿の立場においては、ジョーンズのように騎士団と他の集団を一括して扱うことはできないし、彼が「ブントと政党の溝」に言及しながらも、結局Politischer Kampfbundとしての騎士団をBund一般に埋没させてしまっていることにも留保をつけたい。要するに、騎士団の企図を世代間抗争論上で扱うか、政治闘争団体の存在を踏まえた政治運動史上で扱うかの違いということなのであろうが、国旗団や赤色前線兵士同盟(の行動主義)に若干なりとも触れて「青年の反乱」を論じているモムゼン論文の例もあり、「・・・・)決して二つのアプローチは分離・対立するものではないだろう。

世代間抗争論上の一テーマとして、ナチズム運動と青年との関係如何が挙げられうるが、これに関しては、特に青年層への吸引力を考える上で、SAや騎士団を含めた政治闘争団体比較論ないしそれを内包した政治運動比較論が一定の有効性をもとう。そしてその場合には、上で述べたフーゲンベルク的復古主義を伴なわないナチズム運動のラディカリズムが、若い世代に対し思想上、行動ないし組織上、意義を有してくるものと思われるのである。

③ 最後に、今述べたこととも深く関わることであるが、しばしば閑却されがちな事実として、次のことを確認しておきたい。すなわち、フーゲンベルク・グループが「国民的抵抗派」を名乗ることへのマーラウンの反発や彼の再三にわたる「民族共同体」への言及、あるいは VNRプログラムの「対外政策」の項での主張等に見られるように、国民主義思想や「民族共同体」思想は決してナチや極右の専売特許ではないということである。

この点は既に前掲の阪野論文においても、例えば民主党におけるナショナリズムと反民主主

義右翼におけるそれとの対立点は多分に理念的なもので、同党支持者から見ても両者の境界線は著しく流動的であった、とされ、「かまた、関口論文で分析されている民主党党首コッホ・ヴェーザーの思想的特徴は、激情に対する理性の優越といい、Evolutionの思想といい、更には独裁の否定といい、マーラウンのそれと見紛うばかりの内容をもつ。「8) それゆえに両指導者主導の国家党結成もありえたわけであるが、他方両者には、この反ラディカリズムの共通性の他に、権威主義的指導の肯定、自由主義時代の終焉視、私的利益に対する全体利益の優先、議会主義の否定、労働者階級の国家的統合等の共通性もあり、こうなるとラディカリズムの集団の主張とどれだけ違うのか、きわめて曖昧となってくる。更に、人民党の青年組織や国家人民党から分離した「人民保守連合」、そして鉄兜団における30年当時の思想状況も、ナチのそれと対立するというよりはむしろ著しい親近性があったことを、近年の黒川論文が明らかにしており、これを「ナチ党とのイデオロギー的溶融状況」としてとらえている。「9) 要するに、右翼・中道陣営においては、それぞれがもつ思想を一瞥しただけでは、あるいは部分的に眺めただけではなかなか党派的差異をつけられない、という状況が生じているのである。

とすれば、一般大衆においては、各政治勢力の差異はどこに求められるのであろうか。

無論、共通する部分が多いとは言っても、思想・イデオロギー上に違いがないわけではなく、例えばラディカリズムか否か、復古主義的色彩が濃厚かどうか、といった次元での区分けは可能である。更に同じ「民族共同体」思想でも、それが人種論と結びつくか否か、民族の敵を明確に設定しその排除に向うのか否かでは、かなり違ったものとなろう。

しかし他方、「民族共同体」すなわち全体の利害の優先を共に主張する場合、その運動が事実上どの階層の利害を代表しているのか、あるいは、これまで個別利害にどのように対処してきたのか、によって各運動の趣きは大分異なるであろう。広く共有される思想にたいし、個々の運動が現実にはどう向かいあっているか、例えば思想が運動全体のものになっているのかどうか、あるいは思想上否定したはずの「現状」「既成」といったことから運動が実際どれだけ脱却できているか、ここに人々の目は向けられるのではなかろうか。但し、その際、通常大きな意味を有するのは、思想にたいする各運動の内面的精神的な忠実度如何よりも、あくまでも大衆の目に映る、大衆が実感できるレベルでの各運動のあり様であろう。それぞれの政治運動がいかなる相貌・外観・雰囲気でもってその思想を裏打ちするのか、がそこでは問われるものと思われる。

要するに、その思想の真の担い手であると信じさせるに足る風貌をその運動が有しているか否か、更には、より重要なこととして、その思想の実現、しかも早期の実現を期待させるに足るものをその運動が有しているか否か、にこそ差異は求められるのではなかろうか。したがって、各政治勢力が同じように現状を変革し「民族共同体」を樹立すると主張する中で、その早期達成を信じ期待させるに足る組織上、行動上の風貌をそれぞれがどれだけ有しているか、その濃淡が党派的差異を明確にし、また大衆からの支持調達の帰趨を制するのではないか、というのが本稿の立場となる。

とすれば、政治運動の風貌の組織的局面を考える上で、再び①に言う、政治闘争団体と政党との競合・提携の問題が重視されざるをえない。マーラウンは、「民族共同体」のモデルを第一次大戦時前線兵士の僚友関係に求め、それを保持し続けているのが騎士団であるとしたが、他方、その反議会主義原理への固執によって、騎士団はなかなか実践政治上では権力を行使しえないできたのであった。ここには、政党と競合してきた政治闘争団体ならではの(共同体)思想の体現、したがって、その主張のひとつにそれなりの真憑性が与えられているという側面

と、しかし早期現状変革達成を期待させるには不十分な組織上、運動上のあり方という側面が示されている。これらを騎士団はVNRへの政党機能付与や民主党との合併を通じて、どう活かし、どう補っていこうとするのか。ここに、政治闘争団体と政党との提携あるいは両ファクターの統合という、運動の風貌を考える上で見過ごすことのできない局面がたち現われるのではなかろうか。

付言すれば、そこではこの組織的局面に加えて、行動面でのラディカリズム如何の問題も視野に入れられるべきものとなる。と言うのも、右翼・中道陣営においては、その思想全般が、反ラディカリズム勢力においてすら当初と比べよりラディカルになっている — それは現状変革要求の度が増すことにおいて示されよう — と考えられ、そうであるとすれば、運動の風貌もまた、それにふさわしいものが求められるからである。その意味では更に、風貌の行動面と組織面相互の整合性や、行動的ラディカリズムをコントロールしつつ組織的提携・統合を確固たるものにする指導者の存在、あるいはそれらの結果とも見做しうる運動全体のダイナミズム、といった点も考慮されるべきものとなろう。

以上、先走ったり重複した部分もあり必ずしもうまく整理されたとは言い難いが、既成政党競合者としての騎士団の登場、国家人民党・フーゲンベルクの大衆支持調達を阻害する騎士団からの攻撃、右翼・中道陣営における思想的類似性の三点を確認し、そこから詰まるところ、右翼・中道陣営における政治闘争団体と政党との提携問題の究明という課題を抽出してみた。確認事項三点からすれば、政治闘争団体が同等の政治運動体として前面化してきた以上、政党は運動上何らかの対応を迫られうるが、その際、政治闘争団体からの攻撃は、それがそれなりの数のメンバーを擁した新興の政治運動体からのものであるがゆえに、既成政党の大衆支持調達にとって、場合によっては致命的なものにもなりかねない。したがって政党の対応の選択肢には、競合とともに提携も含まれうる。その際諸勢力が、思想上一見して区別のつき難い類似性を有すということは、政党と政治闘争団体の組織的提携を促進しうるし、また、思想的類似性ゆえに諸勢力間の差異ひいては優劣が運動の風貌上で争われるとするならば、政党と政治闘争団体の両要素を併せもつことは、その運動に傑出した外観を提供することになろう。そしてこのことは、政党のみならず、政治権力獲得をめざす新興の政治闘争団体にとっても、困難ではあるが魅力的な、そして必要な企図足りえよう。

したがって、30年国会選挙を前にしたこの時期、諸政党と政治闘争諸団体との競合は、政党間・団体間の競合を内包しつつ深化するが、他方それゆえに、分裂克服の方途として、政党と政治闘争団体との共働更には合併、あるいは一運動上での両要素の統合が前面化し、これら様々な提携のあり方を通して、各政治勢力は再び競合していくのである。その一端は既に、反ヤング案運動への国家人民党・鉄兜団・ナチズム運動等の結集、そしてそれに反発する騎士団のVNR結成という事態の中に示されていよう。以上、本稿が、騎士団や鉄兜団という自立的政治闘争団体の動向に着目し、その政党政治に対する関係を中心にして共和国政治運動史を眺める、という方向性をとる所以である。以下この提携問題を、ナチズム運動との比較考察を念頭に置きながら、騎士団そしてVNRの歩みを軸に具体的に探っていきたい。

3 真正国民全国連合の政党化

(1) 騎士団員への説得

ここではまず、VNRが騎士団主導の結集運動にとどまらず、議会主義的機能を受容してむしろ新党的性格を強め、次第に騎士団の付属政党化していく過程を追うことで、政治闘争団体と政党の両ファクターを統合した政治運動体(騎士団+VNR=青年ドイツ運動)が登場したことを明らかにしたい。

そのためには、前提として、騎士団のこれまでの政党との接触すら拒否してきた絶対的な反議会主義的立場よりの脱却を、マーラウンが団員にどのように説明・説得したのか、が問われねばならないだろう。少なくとも団員には、反議会主義そのものを捨て去るわけではなく、ましてや騎士団の政党化ではないことを納得させねばならない。以下、彼の説得論理にしばらく耳を傾けてみたい。その際キー・ワードは、先述した通り、反独裁ないし改良Evolutionである。彼は言う。20

「青年ドイツ運動は、その政党主義全般に対する闘争上、何らかの政党形成を肯定することができるのであろうか。……この政党主義システムは、何らかの独裁的権力がそれを命じた場合にのみ、即座に一掃されよう。上述の如く、我々はそのような独裁に至る政治展開を拒絶し、改良の途こそドイツの状況に唯一ふさわしいものと見做したのである。それは、今日のシステムが、人民国家の意味の下、一段一段変えられていかねばならぬ、ということを意味するはずである。」「VN-Aktionの開始以来、我々は、議会を通してのシステム変更の途を一丸となって歩む、ひとつの人民国家主義的政治運動の樹立を求めているのである。ここから議会内に送り込まれる議員は、『旧システムの清算人』と見做されよう。|

詰まるところ、反独裁的立場を堅持しつつ反政党主義を貫くには「議会を通してのシステム変更の途」しかない、というのがマーラウンの論理である。かつて騎士団の最優先原理であった反政党主義ないし反議会主義が、今やその席を反独裁的立場ないし改良主義に譲ったわけである。間接的とはいえ、団の政党機能受容への接近に釈然としないものを残しつつも、おそらく団員の多くは、団の反過激派的姿勢に賛じ、自らも運動の興隆を望む以上、マーラウンの論理を受け入れざるをえなかったのではなかろうか。

他方マーラウンは、上述の論理のみでは説得力に欠けると見たのか、更に「青年ドイツ運動は常に、状況が必要とするならば、政党政治的展開にも介入することへの可能性を留保してきた」と言い、反政党主義的立場は、騎士団が政治闘争団体として自立する上で、戦術上要請されたものであった、とすら述べている。²¹⁾ 彼は言う。

「青年ドイツ運動の指導部は、自己の支持者をまず政治的に統一する必要性を認識した。これは、それぞれの政党所属にもとづいた政治見解を有する団員がなお存在する限り、長い間困難に直面した。この個々の政党への拘束は、青年ドイツ運動の政治的突進力の発展を妨げたのである。それゆえに、この拘束がまず一掃されねばならなかった。それゆえに、諸政党およびそのシステム全体に対する闘争が全力でなされねばならなかったのである。金権主義支配に対する、……階級闘争に対する信頼しうる闘争を真の民族共同体のためになしうるような政党が、かつて既に存在していたならば、青年ドイツ運動は、この政党と協力して戦ったに違いない。」

このような弁明がどれ程の説得力を有したかは疑問だが、最後の言廻しに注目して再度確認し

ておけば、要するに、騎士団が「協力して戦」うに足る政党がかつても今も存在しない以上、騎士団がこれを創らざるをえず、また、この新党との共働が「真の民族共同体」樹立にもつながる、との理屈となろう。騎士団員にとっては、既述の如く、そもそも結集運動開始の背景に、騎士団のメンバー数低下や単独行動の限界への対処という側面があったから、このような活性化の必要の延長線上に政党機能受容をとらえることは可能であったろう。また、それが決して騎士団自体の政党化を意味するものでないことは、マーラウンによって確約されたのであった。したがって団員の多くは、この言わば騎士団とVNRの両輪からなる青年ドイツ運動の構築という方向に、むしろ活路を見出していったのではなかろうか。ともあれ、マーラウンは次のように結論している。²²⁾

「今や青年ドイツ運動は、いかなる条件の下でなら自らの首尾一貫した途からはずれることなく、政党政治的活動に介入しうるのだろうか。手短かに述べれば、その答えは以下の通りである。いづれの点から言っても、その力を人民国家の意味でのシステム変更にむけて投入することを保証する、政党機能と議会代表をともなう公民的運動が創設される、という条件の下で。この政党は、それゆえ、まずもって、二つの戦う階級すなわち有産者と無産者のフロントのいづれか一方に与することは決してないことを保証しなければならない。」

(2) VNRの政党化とその意味

さて、本来の、VNRへの政党機能付与の問題に戻れば、上記引用内の「政党機能と議会代表をともなう公民的運動」との言廻しからも看取しうるように、VNRには、結集運動と新政党という二重の性格が与えられていた。これは、VN-Aktion、VNRをフーゲンベルク・グループに十分対抗しうる運動となすために諸勢力の結集が必要であった、ということに、主として騎士団の経験(への反省)にもとづく実践政治上の影響力確保の必要性、という事情が加わったためであった。但し、当初は、騎士団員に不要な誤解を招かぬよう、あるいは結集規模への過剰な期待から、VNRと新党との間は一線を画したものとなっている。これが30年4月の公式設立時頃になると政党機能付与が前面化し、VNRイコール新党の色が濃厚となる。以下、この過程を少し跡づけてみよう。

29年11月に発せられたアピールは、結集運動VNRが核となって大政党づくりを促進すると言う。²³⁾

「……VNR は被傭者、雇傭者、農民、市民の組合組織・身分組織を肯定する。VNRは、政治的階級闘争の理念に民族共同体の理念を対置する。これらの政治的主要目標を主張するに際し、VNRは国民的再生の大政党結成に尽力する。VNRは、この政党が真の人民国家への共和国の改造に努め、政党政治的デマゴギーを排して不人気だが責任ある姿勢をとり、

政治生活上の潔癖さを擁護するのであるならば、共働と支援を確約するものである。」この当時は国家人民党離党者等の結集参加への期待があり、その結果次第では、VNRの圧力による既成政党政治の大幅な再編も可能だと考えられていたのである。30年1月末のアピールも、VNRと新党との間に一線を画するものになっている。²⁴⁾

「……ドイツ国民は政党のデマゴギー的まやかしにうんざりしている。ドイツ的倫理・虚心・真実・純粋というものが政治生活には要請される。VNRは、上述の意味での国民的再生の大政党結成を追求する。……VNRはこの政党にフラクションの拘束を緩めるよう要求し、議員個々が良心への抑圧から解放されて公正・率直に諸法案にたいしうるよう仕向け

るものである。|

これが30年4月のVNR公式設立時になると、結集の規模も判明し、さしあたり「大政党結成を追求する」ことは不可能となり、また、小規模VNR内に別組織として新党を設立することも無意味となったから、VNR即新党という表現になる。先に紹介した『指針』は11項目のプログラムを述べた後、次のように言う。²⁵⁾

「VNRは、民族共同体的意味での政治フロントへのドイツ国民の統合に尽力し、旧来の政党的手法の放棄の下、これらの諸要求を代弁しドイツ的な礼儀正しさ・虚心・潔癖性を政治生活上再び有効となすような議会代表たるべく尽力する。」

VNR自体の政党化への決定的展開は5月14日に訪れる。この日VNRの幹部会は、事実上ザクセン邦議会選挙へのVNRの参加を決定したのである。議事録は次のように言う。²⁶⁾

「……今やVNRは予想される選挙に挑むべきか否か、との課題が投ぜられた。幹部会はこれに関し以下のように決定する。『VNRは、必要とあらば政党機能を引き受ける状態にある公民結集運動である。指針において表明された諸要求上での事態の進展が期待されうる場合には、VNRはこれをなすであろう』。さし迫っているザクセン邦議会解散を考慮し決議する。『幹部会議長に、第15選挙区組織との協議の下、ザクセン邦議会選挙への参加が当地住民ならびにVNR運動の利害上不可欠であるか否か、を決定する権限を与える』。」更に、この決議を受けて一週間後に発せられたマーラウンのVNR各管区宛書簡は、決議内容を確認しつつ、選挙参加の理由が奈辺にあるかを明らかにしている。選挙戦上の主敵は明らかにナチズム運動にあった。マーラウンは言う。20

「幹部会は、ザクセン邦組織の提案にもとづき、来たるべき選挙にVNRメンバーを動員すべきか否か、いかように動員すべきか、の決定を全国指導者Reichsführerとザクセン邦組織の手に委ねることを決定した。ザクセンでの状況はきわめて危機的なものがある。ナチ党が異常な資金量とエネルギーを投入して、住民の急進化をめざし策動している。それゆえ、この選挙では十中八九過激派の伸張がもたらされよう。ブルジョワ諸政党はおそらく、到底和解的エレメントたりえぬような有産ブルジョワ・ブロックに結集しよう。ザクセンは他邦以上に、民族共同体を志向するサークルを結集した民族共同体運動を必要としている。|

邦選挙参加への最終決定は5月29日、一ヶ月弱のキャンペーン期間しか残さない時点になされることになるが、このようにしてVNRは、それ自体の政党化を果たしたのである。その際注目すべきは、上記引用からも明らかなように、このVNRにおいては幹部会議長たるマーラウンに強力な権限が与えられていることである。確かに最終決定はザクセン邦組織との協議の下になされているが、28) 事実上の決定権はマーラウンにあったと見てよいだろう。前掲幹部会議事録には実は、「議長は、政治的に必要な場合には、上述の決議を自己の判断にしたがって処理するはずである」との一文が付加されており、書簡においては、彼は終始自らに、幹部会議長ではなく全国指導者の肩書きを与えているのである。更に言えば、実態としてそうならざるをえない面があるが、VNRは組織上活動上、騎士団にかなり依存・結合している。議事録・書簡においても、VNRの日常政治上の指示は騎士団機関紙上で行うものとされ、また、「VNR幹部会は、騎士団幹部会に、その組織割りをVNRの政治的必要性に適合させるという点をも含めて、VNRの活動を支援するよう要請する」とある。そして忘れてならないのは、その騎士団の絶対的指導者がマーラウンであるという点である。したがって、VNRは当初の予想に反して大規模化せずコンパクトなサイズの結集運動になったがゆえに、結果として、VNRにおけるマー

ラウンの指導権獲得を容易にし、また、その騎士団との組織的結合の度を深めたのであった。 と同時に、このようなVNRの位置づけ、ないしその騎士団との結合関係は、先に述べたよう に、自立的政治闘争団体たる騎士団が運動の活性化に際して与えた、共和国政治の実情に合わ せつつも、しかし自らの主導権は確保する、との条件づけの然らしめるところでもあった。

ここに、一人の人物を指導者とする、政治闘争団体と政党との統合運動体が成立することになる。これは、政党史レベルでは、右翼・中道陣営内にまたひとつ新党が生まれたことを意味し、分裂の様相が更に深められたことになる。が他方、比較運動史的に言うならば、右翼・中道陣営において、ナチズム運動と同等の組織的風貌をもつ運動体形成が、青年ドイツ運動の下に初めて成就したことを意味している。そこでは、ヒトラーにはマーラウンが、ナチ党にはVNRが、SAには騎士団が相対するが、組織の生成過程からすれば、ナチ党には政党軍SAがあり、騎士団には付属政党VNRがある、との言い方も可能であろう。したがって、6月22日に行われたザクセン邦議会選挙は、同じような組織的風貌を有する二つの運動が、ラディカリズムの当否をめぐって初めて対決した場でもあったのである。

対決の結果はいかなるものであったのだろうか。本章を閉じるにあたり、最後にこの邦選挙の結果を簡単に確認しておこう。²⁹⁾ なお、騎士団/VNRとナチ党/SAとの全体的比較考察は、章をあらためて行いたい。

表は、前回29年5月12日の選挙結果も含め まとめてみたものである。一見してこの地で の右翼・中道陣営の分裂ぶりと左翼勢力の強 さがわかる。後者について付言すれば、26年 10月の選挙においても社会民主党は全96議席 中の31議席、共産党は14議席を獲得してい る。非左翼陣営の分裂ぶりは、30年選挙に29 年選挙では存在しなかった二党が登場してい ることに明らかだが、実はナチ党とVRP ---更に事実上経済党 ―― にしても26年の選挙か らの、SLVにしても29年の選挙からの登場で ある。ここには、26年以降既成ブルジョワ政 党が吸引力を次第に喪失し、それが今回の30 年選挙で決定的になった様が示されていると 言えよう。国家人民党の議席数は26年以降14 →8→5となり、人民党のそれは12→13→8 である。

			1929年5月選挙	1930年 6 月選挙
政	党	名	議席数 (得票率)	議席数 (得票率)
社	会民主	党	33 (34.2)	32 (33.4)
人	民	党	13 (13.4)	8 (8.7)
共	産	党	12 (12.8)	13 (13.6)
経	済	党	11 (11.3)	10 (10.6)
玉	家人民	党党	8 (8.0)	5 (4.8)
S	L	V	5 (5.2)	5 (4.6)
ナ	チ	党	5 (5.0)	14 (14.4)
民	主	党	4 (4.3)	3 (3.2)
V	R	P	3 (2.6)	2 (1.7)
A	S P	D	2 (1.5)	0 (0.7)
С	S V	D	_	2 (2.2)
V	N	R	_	2 (1.5)

SLV=Sächsisches Landvolk, VRP=Volksrechtspartei ASPD=Alte SPD, CSVD=キリスト教社会国民奉仕 党 VNR=真正国民全国連合

他方ナチ党は、26年の2から29年の5をへて、この30年選挙では14議席376,769票を得て、一躍第二党へ進出している。ではVNRの成果はいかなるものであったのだろうか。表にもあるように、VNRは得票数39,358得票率1.5%獲得議席数2で、群小政党の域にとどまっている。マーラウンが結集参加を期待した人々によって設立されたキリスト教社会国民奉仕党が、同じく2議席を獲得しているのは皮肉な結果と言えるだろう。ともあれ、騎士団/VNRのナチズム運動との初対決は、前者の完敗に終わったのであった。が、それでも初戦でともかく2議席を獲得

岩 崎 好 成

しえたことは、一部の政治勢力の強く注目するところとなる。民主党はこの時3議席にとどまっていたが、この民主党がジリ貧状況の打開をめざして騎士団/VNRへの接近を急速に深めることになるのである。次章では、この民主党とVNRないし騎士団との合併という、政党と政治闘争団体の提携問題の第二幕が扱われることになる。 (未完)

註

- 1) A. Kessler, Der Jungdeutsche Orden in den Jahren der Entscheidung (I) 1928 1930, München 1975, S. 81, 177
- 2) フライ前掲書(前編注21内)、255、283頁。 W. Fritsch, "Volksnationale Reichsvereingung" in D. Fricke u. a. Hrsg., Lexikon zur Parteiengeschichte, Bd. 4 Köln 1986 S. 431
- 3) E. Eggeling, Partei oder Bewegung? Berlin 1930, S. 7
- 4) Kessler, S. 90f.
- 5) K. Hornung, Der Jungdeutsche Orden, Düsseldorf 1958, S. 93, "Der Jungdeutsche" 29. 1. 1930 (NSDAP Hauptarchiv, Hoover Institution, Microfilm Collection, Stanford 1964, Reel 42 Folder 858-以下HA42/858と略記)
- 6) Kessler, S. 91
- 7) J. M. Diehl, Paramilitary Politics in Weimar Germany, Bloomington-London 1977, p. 272
- 8) 以下は次のものに拠る。Richtlinien der VNR (HA 43/875, W. Mommsen u. G. Franz Hrsg., Die deutschen Parteiprogramme, 5. Aufl., Leipzig-Berlin 1931, S. 101ff.)
- 9) 拙稿「マーラウンの政治思想」16頁
- 10) 木村靖二「伝統的保守派とナチス」『ファシズム期の国家と社会・7』 東大出版会 1979 128頁以下。 阪野智一「ドイツ民主党とヴァイマル・デモクラシー」『六甲台論叢』 28-4 (1982) 151頁以下
- 11) 最初の二点については拙稿「ワイマル期民間国防団体の政治化」『史学研究』160(1983) 65-68頁。憲法改正運動については、前掲木村論文がそれへのフーゲンベルクの関わりを指摘 している(138頁)が、本稿では、「組織として」開始したのは鉄兜団であると捉えたい。
- 12) フーゲンベルクの思想については、木村靖二「アルフレート・フーゲンベルクの思想と政治」『近代史における政治と思想』(柴田・成瀬編)山川出版社 1977 453頁以下。
- 13) L. E. Jones, "Generational Conflict and the Problem of Political Mobilization in the Weimar Republic" in L. E. Jones and J. Retallack (ed.), Elections, Mass Politics, and Social Change in Modern Germany, Cambridge 1992, pp. 347ff.
- 14) 例えば29年11月に出されたVNR結成にむけてのアピールでは、次のように述べている。「この呼びかけはすべての者に発せられる。私はドイツ窮乏のこの時において、旧前線兵士諸君にそれをむけるものである。また、それを、過去の対立に惑わされることのない……ドイツの繁栄を最も容易に手中にしうる若い世代の人々に向ける。」(Aufbruch, S. 57)
- 15) 関口宏道「コッホ・ヴェーザーと政党改革運動(1928-1930年)」『西洋史学』91(1973)
- 16) H・モムゼン「ワイマール共和国における世代間抗争と青年の反乱」『思想』711 (1983) 97頁以下
- 17) 阪野前掲論文 141頁
- 18) 関口前掲論文 33頁以下
- 19) 黒川康「ナチ台頭とドイツ-1930年国会選挙を中心に」『法政史学』43(1991)

- 20) Aufbruch, S. 46f.
- 21) Ebd., S. 47f.
- 22) Ebd., S. 48
- 23) Ebd., S. 56
- 24) "Der Jungdentsche" 29. 1. 1930
- 25) Richtlinien der VNR
- 26) Protokoll von der Reichsvorstandssitzung der VNR am 14. Mai 1930 (HA 43/875)
- 27) Mahraun an die Kreisgruppen der VNR am 21. Mai 1930 (HA 43/875)
- 28) Kessler, S. 93
- 29) J. Falter u. a., Wahlen und Abstimmungen in der Weimarer Republik, München 1986, S. 108